平成２３年（フ）第６５９２号
東京都大田区池上６丁目９－７　五月荘２Ｆ11号
債務者　田邉　保子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５９３号
神奈川県横浜市鶴見区元宮１丁目６－22
債務者　酒井　誠
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６０２号
東京都江東区亀戸７丁目38―11―402
債務者　飯嶋　和子（旧姓尾高）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６０３号
東京都板橋区若木２丁目16―10
債務者　五十嵐美子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６０４号
東京都板橋区若木２丁目16―10
債務者　五十嵐裕太
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６０６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3864―１―206
債務者　長坂　恵理（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６１３号
東京都板橋区大谷口上町21―８―302
債務者　峯田　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６１４号
埼玉県越谷市宮本町１丁目61―５―107
債務者　加藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６１７号
東京都台東区日本堤２丁目26―７―401
債務者　関口　俊次
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６１８号
東京都三鷹市新川２丁目１―21―202、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区下九沢2461大坂方
債務者　岸野万里子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６１９号
東京都北区田端４丁目３－１―602
債務者　針ヶ谷　進
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６２０号
東京都大田区池上７丁目17―17―102
債務者　半田　彩夏
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６２１号
東京都渋谷区上原１丁目41－５　ピンテール・３―205
債務者　押見　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６２６号
東京都練馬区桜台５丁目22―24―201
債務者　島田美英子こと　李　美英
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６３６号
東京都北区赤羽西３丁目26―16―103
債務者　阿萬　弘明
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６３９号
千葉県袖ヶ浦市代宿356―１　石井荘２号
債務者　岡田　香織
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部